

練馬区障害者地域自立支援協議会意見書

平成 24 年（2012 年）1 月

はじめに

練馬区障害者地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする区内の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として設置され、第1期として平成20年2月から平成22年1月までの間に、5回にわたり協議を行いました。

第2期では、教育関係の委員を加え、練馬区内4ヶ所の練馬区立障害者地域生活支援センターに課題毎の専門部会を設け、協議を深めてまいりました。

国の動きでは、平成22年12月10日に公布された改正障害者自立支援法等の中で、自立支援協議会の設置根拠が規則上の位置づけから法律上の位置づけに変わりました。同時に障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聴くよう努めなければならないとされました。

これを受け、平成23年12月から平成24年1月にかけて、4つの専門部会において練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）の素案の案について、協議し意見をまとめました。

各専門部会での意見を踏まえ、練馬区障害者地域自立支援協議会として練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画に対する意見を提出します。

最後になりますが、意見書をまとめるにあたり、短期間にも関わらず、活発な協議と積極的な参加をいただいた委員の皆様に、感謝申し上げます。

平成24年1月

練馬区障害者地域自立支援協議会会長

高橋 紘士

○ 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書の構成について

- ・ 提言は、各専門部会の意見を集約し、自立支援協議会の総意として計画に反映すべき事項をまとめたものです。
- ・ 提言に続く、○で示した意見は各専門部会の意見を列記したものです。同様な意見については一つにまとめて表しています。
- ・ 各専門部会の意見は、提言の順に沿うように並べています。

提 言 1

地域の相談支援事業者や障害者相談員、民生委員等と、総合福祉事務所や保健相談所、障害者地域生活支援センターとが密接に連携し情報共有を図る必要がある。

そのためには、地域における相談支援事業者の質と量を充実させる必要がある。

また、発達障害については、こどもから大人まで切れ目のない支援の仕組みを構築する必要がある。

- 民生委員が受ける相談の中にも、障害のある方やその家族等からの相談がある。しかし、障害のある方に対する相談は技術的にも困難な場合が多い。障害特性等についての理解をすすめることで民生委員も身近な相談窓口になりうるのではないか。
- 各相談支援機関（総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター等）においては、発達障害児者やその家族からの相談が近年増加してきており、それぞれに、講演会等の取組をしているところである。（仮称）こども発達支援センターの整備により発達障害児については支援の充実が図られるが、成人期になり顕在化した発達障害者に対する相談支援等の施策の充実が必要である。
- ケアマネジメントシステムの拡充のためには、地域の相談支援事業者育成が大切である。サービス利用計画作成方法だけでなく、相談支援そのものの充実を図っていく必要がある。
- 身近な相談窓口は総合的な相談窓口や専門的な相談窓口への橋渡しのような存在としても期待されるのではないか。
- 障害者基礎調査の結果をみても、障害者にとっての相談先は、友人・知人や福祉施設職員といった日頃身近にいる方々になっている場合が多い。それを踏まえると、様々な事業所が相談支援事業を実施する必要がある。同時に、相談支援事業者が相談できる機関の存在が必要である。
- 地域の相談支援事業者を充実させていくためには、量の整備だけでなく、質の向上も図っていく必要がある。相談の質の向上とは、専門的な知識を得るだけでなく、障害当事者の希望や意見に真摯に向き合い、共に考えながら課題解決できるよう取り組むことがより大切である。それを踏まえて地域の相談支援事業者の育成を行ってほしい。
- 相談支援機関が各々個別に頑張るだけでなく、障害当事者一人一人に応じた相談支援ネットワークが構築できるよう、各々役割分担をして相談支援を実施する必要がある。

提 言2

介護や訓練だけでなく、柔軟な対応が可能な施設サービスの創設が必要である。そのためには、区有地への民間事業者誘致等、区と事業者の協働により、日中活動系サービスや居住系サービスの充実を図る必要がある。

- 法制度の過渡期にある中ではあるが、既存の障害福祉サービスに馴染みにくい障害者は存在する。ご本人の意向を尊重しつつも、新たな日中活動の場の整備や住まいの場の充実のための施策を検討するべきである。
- 区有地等を活用して生活介護事業所だけでなく、就労継続支援事業やグループホーム等の誘致を図る必要がある。
- 計画事業 33「民間事業者支援」について、小規模作業所が就労継続支援（B型）事業等への移行に伴い、特に財政基盤が弱い法人については、支援を充実させ、サービス提供体制を低下させないように努める必要がある。
- 精神科病院からグループホームやケアホームへの地域移行を推進していく際、初期段階において特に高齢障害者等は手厚い支援が必要となる。よって、期間を定めて「(仮)地域移行加算」制度を創設すべきである。また、グループホーム・ケアホームを立ち上げ直後には空き部屋が生じる場合があるため、期間を定めて空き部屋への財政的支援をする必要がある。

提 言3

日頃から障害のあるなしに関わらず、一住民として地域の防災等に参加する必要がある。そのためには、地域の関係機関が、障害理解等の啓発活動を行うとともに、障害特性に応じた情報提供を行う必要がある。

- 福祉避難所について、機能を検討するとともに広く周知を行う必要がある。
- 地域の中で障害のあるなしに関わらず、顔の見える関係作りを推進していく必要がある。障害のある方も一住民として地域における取組に積極的に参加する必要がある。反面、地域での取組の情報が入手できないことにより、参加できていない面もあるため、改善が必要である。
- 障害者施策に関する部門計画でありながら、地域全体を包括する計画との関係が非常に強い。今後、障害者地域自立支援協議会において、計画進捗について議論する際には、計画全体の進捗管理に合わせ、他計画であっても、障害者に関連する部分をピックアップし（例えば、要援護者名簿における障害者の数等）、具体的な進捗を数値や事例等を通して検証し、情報を共有しあう必要がある。
- 計画事業 105「防災マップ等の作成・災害時要援護者名簿の活用の促進」と計画事業 106「福祉サービス事業者との災害時の連携」とが連携しあう必要がある。